

令和4年第3回定例会

富良野市議会会議録

令和4年9月1日（木曜日）午前9時30分開会

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 富良野市議会議会運営委員会委員の補充選任
日程第 4 富良野市議会議会広報特別委員会委員の補充選任
日程第 5 所管事項に関する委員会報告
調査第4号 自主財源の確保について
調査第5号 健康増進について
調査第6号 公営住宅について
日程第 6 富良野市議会議会改革特別委員会報告
日程第 7 監査委員報告(例月出納検査結果報告 令和3年度5月分、令和4年度5月分・6月分)
日程第 8 令和3年度富良野市教育行政評価報告
日程第 9 報告第1号 令和3年度健全化判断比率について
報告第2号 令和3年度資金不足比率について
日程第 10 報告第3号 株式会社富良野振興公社の経営状況について
報告第4号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について
報告第5号 一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について
報告第6号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について
日程第 11 報告第7号 専決処分報告について(公園樹木の倒木による損害賠償及び和解について)
日程第 12 報告第8号 専決処分報告について(市道における物損事故の損害賠償及び和解について)
日程第 13 報告第9号 専決処分報告について(令和4年度一般会計補正予算(第5号))
日程第 14 認定第1号 令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和3年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和3年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和3年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和3年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 令和3年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 令和3年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第8号 令和3年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
日程第 15 議案第1号～第10号(提案説明)

◎出席議員（17名）

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君

3番	大西三奈子君	4番	松下寿美枝君
5番	大栗民江君	6番	関野常勝君
7番	石上孝雄君		
9番	小林裕幸君	10番	家入茂君
11番	本間敏行君	12番	佐藤秀靖君
14番	宇治則幸君	15番	日里雅至君
16番	天日公子君	17番	後藤英知夫君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市	長北猛俊君	副市	長稲葉武則君
総務部長	関澤博行君	スマートシティ戦略室長	西野成紀君
市民生活部長	山下俊明君	保健福祉部長	柿本敦史君
経済部長 兼ぶどう果樹研究所長	川上勝義君	建設水道部長	北川善人君
看護専門学校長	澤田貴美子君	総務課長	入交俊之君
財政課長	藤野秀光君	企画振興課長	小笠原竹伸君
教育委員会教育長	近内栄一君	教育委員会教育部長	亀渕雅彦君
監査委員	鎌田忠男君	監査委員事務局長	佐藤克久君

◎事務局出席職員

事務局	長井口聡君	書	記大津諭君
書	記向山孝行君	書	記鷺見悠太君

午前9時30分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

○議長(黒岩岳雄君) これより、本日をもって招集されました令和4年第3回富良野市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、会議中のマスクの着用を許可いたします。

開 議 宣 告

○議長(黒岩岳雄君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長(黒岩岳雄君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

渋谷正文君
日里雅至君
大西三奈子君
宇治則幸君
松下寿美枝君
佐藤秀靖君
大栗民江君
本間敏行君

以上、8名の諸君を御指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

渋谷正文君
日里雅至君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長(黒岩岳雄君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長井口聡君。

○事務局長(井口聡君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号より議案第11号、認定第1号より認定第8号及び報告第1号より報告第9号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議会、監査委員及び教育長より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のと

おり、議長にそれぞれ提出がございました。

次に、市長より行政報告の申出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

8月29日、水間健太君から議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき、議長職権において、31日付でこれを許可いたしました。これにより、議会運営委員会委員及び議会広報特別委員会委員に欠員が生まれたことを御報告いたします。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。慣例により、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長(黒岩岳雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長石上孝雄君。

○議会運営委員長(石上孝雄君) -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、8月25日に告示されました令和4年第3回定例会が本日開会されるに当たり、8月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、40件でございます。

うち、議会側提出事件は10件で、内訳は、議会運営委員会委員の補充選任1件、議会広報特別委員会委員の補充選任1件、事務調査報告3件、議会改革特別委員会報告1件、教育行政評価報告1件、例月出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は30件で、その内訳は、予算3件、条例6件、人事2件、認定8件、報告9件、その他2件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受け、議会運営委員会委員の補充選任、議会広報特別委員会委員の補充選任を行い、所管事項に関する委員会報告、議会改革特別委員会報告、監査委員報告、教育行政評価報告を受けます。

その後、報告第1号から報告第9号までの報告を受け、認定第1号から認定第8号までの令和3年度各会計決算認定については、本委員会において、議長及び議会選出監査委員を除く議員15名による決算審査特別委員会を設置し、閉会中審査を願うことで申し合わせております。

その後、議案第1号から議案第10号までの提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

9月2日は議案調査のため、3日、4日は休日のため、5日から7日までは議案調査のため、それぞれ休会いたします。

本会議2日目の9月8日、3日目の9月9日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

9月10日、11日は休日のため、12日、13日は議案調査のため、それぞれ休会いたします。

本会議4日目の9月14日は、議案第1号から議案第13号までの審議を願います。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願ひ、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案等の提出期限については、9月8日の日程終了時までとすることで申合せをしております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴される市民の皆様には、できるだけインターネット中継の御利用をお願い申し上げます。

このほか、第2回定例会に引き続き、議場に入る議員、説明員の検温を行うことをはじめ、一般質問における議員の着席位置を変更し、質問席を設けて質問を行うこと、議場内の換気のため送風機などを使用すること、マスクの着用をすることで申合せをしております。

以上、現議場における最後の定例会となります令和4年第3回定例会の会期は、本日9月1日から14日までの14日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げましたとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会より報告のとおり本定例会を運営し、会期は9月1日から9月14日までの14日間とし、うち、2日、5日から7日まで、12日、13日は議案調査のため、3日、4日、10日、11日は休日のため、それぞれ休会にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から14日間と決定いたしました。

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

前段、一言、御挨拶をさせていただきます。

長らくお休みをいただいておりますが、本日から公務復帰をさせていただきました。

自宅療養中は、皆様へ多大な御負担と御迷惑、そして御心配をおかけいたしましたことに、心からおわびを申し上げるところでございます。

皆様の温かいお心遣いと配慮のおかげで、無事に復職を果たすことができました。心より感謝を申し上げます。

保健所の御指導をいただきながら、貴重な経験をさせていただきました。

今後におきましても、体調管理に十分に気を配りつつ仕事に邁進し、いままで以上に社会や市民に貢献ができるよう取り組んでまいりますので、今後ともひとつよろしくお願ひいたします。

簡単ですが、復職の御挨拶とお礼とさせていただきます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

1、要望運動について。

(1) 地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進について。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、7月1日に、旭川開発建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、7月8日に、北海道開発局、北海道議会の議長、副議長及び管内選出議員、北海道建設部に対し、さらに、7月25日には、財務省、国土交通省、道内選出国會議員に対し、道路予算の財源確保、事業区間、富良野北道路、旭川東神楽道路の整備促進、未事業区間、東神楽町から中富良野町間、富良野市から占冠村間の調査促進について要望してまいりました。

(2) 上川地方総合開発に関する事業の推進について。

上川地方総合開発期成会副会長として、7月1日に、旭川開発建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、7月8日に、北海道開発局、北海道運輸局、北海道、北海道教育庁、北海道議会の議長、副議長及び管内選出議員に対し、また、7月26日には、国土交通省、農林水産省、道内選出衆議院議員に対し、令和4年度上川地方総合開発に関する事業の推進について要望してまいりました。

(3) 防衛施設周辺整備事業に関する中央要望について。

7月27日に、防衛省に対し、令和5年度の防衛施設周

辺整備事業に関する農業機械の導入支援について要望してまいりました。

(4) こども家庭センターの整備に関する要請について。

7月27日、厚生労働省に対し、こども家庭センターの整備を行うための既存施設改修に係る支援について要望してまいりました。

2、令和4年8月16日の大雨による被害状況について。

8月15日夜から16日にかけて、前線を伴った低気圧の通過により上川南部において局地的大雨が発生し、本市においても24時間降水量で102ミリとなりました。

本市への大雨警報発令により、道路及び河川の巡回による状況把握を行うとともに、排水ポンプの設置などの対策を講じましたが、河川水位の上昇により排水機能が低下し、冠水のため、市道2路線を一時通行止めとしました。

被害状況につきましては、道路では、未舗装道路81路線で洗掘、のり面崩壊2か所、側溝埋塞6か所、河川では土砂埋塞3か所、橋梁では護岸流出1か所、合計93か所の被害があり、また、農業においては、出荷直前のメロンハウス1棟が一部冠水による被害がありました。

これらの被害につきましては、現地の状況調査を行うとともに、緊急を要する被災箇所については、8月23日付で専決処分を行い、道路の原形復旧及び河川のしゅんせつなどの応急措置を講じ、対応したところであります。

3、職員の懲戒処分について。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、令和4年8月26日付で1件の懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容については、次のとおりであります。

- 1、被処分者、経済部職員、40歳代。
- 2、処分年月日、令和4年8月26日。
- 3、非違行為、私行関係。
- 4、処分の内容、減給6か月。
- 5、懲戒等歴、なし。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3

富良野市議会議会運営委員会委員の補充選任

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、富良野市議会議会運営委員会委員の補充選任についてを議題といたします。お諮りいたします。

議会運営委員会委員の補充につきましては、富良野市議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長におい

て指名いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

それでは、小林裕幸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、小林裕幸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

日程第4

富良野市議会議会広報特別委員会委員の補充選任

○議長（黒岩岳雄君） 日程第4、富良野市議会議会広報特別委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会委員の補充につきましては、富良野市議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

それでは、宇治則幸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、宇治則幸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第5 所管事項に関する委員会報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第5、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件について、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第4号、自主財源の確保について。

総務文教委員長宇治則幸君。

○総務文教委員長（宇治則幸君） -登壇-

総務文教委員会より、令和4年第2回定例会において許可を得ました調査第4号、自主財源の確保について、調査の経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、

本市における自主財源の確保の取組を把握し、課題と方向性について議論を重ねてきました。

委員会では、未来に向けて積極的なまちづくりを行っていくためには、コロナ禍における市税収入の減少や高齢化社会の対応等に備え、税金を含めたさらなる自主財源の確保に向けた取組が必要と考えており、その一つとして、全国ではふるさと納税などで自主財源を確保しているところが数多くあることに着目しました。

ふるさと納税には個人版と企業版があり、それぞれの制度を再認識することや、本市におけるふるさと納税の取組の経過と現状、これからの課題について把握するとともに、その他の様々な自主財源の確保に向けた施策の中から、ふるさと納税などの事業も、本市の魅力発信、産業発展、知名度向上にもつながると考え、調査を進めています。

特に、議論が集中したふるさと納税については、改めて、制度概要や本市のふるさと納税の実態と推移、返礼品に対するリピート率、寄附者のリピート率、本市が契約されているふるさと納税ポータルサイトの利用状況、寄附金の使途について理解を深めるとともに、意見交換を行いました。

本委員会としても、自主財源は、ふるさと納税に限らず、企業版ふるさと納税、宿泊税やクラウドファンディング、ネーミングライツなど、創意工夫し、多様な形で確保していく手段があるため、その体制づくりも必要と考えます。

今後は、自主財源の確保について、ふるさと納税のみならず、法定外普通税、目的税など、新たな財源についての手法、市民の利便性が向上するような有効活用などについても、課題検証と方向性についてさらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めます。

以上、申し上げます、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第4号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第5号、健康増進について。

市民福祉委員長佐藤秀靖君。

○市民福祉委員長（佐藤秀靖君） -登壇-

市民福祉委員会より、令和4年第2回定例会で許可を得ました調査第5号、健康増進についての調査経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市が取り組む健康増進施策の現状を把握し、直面する課題と対策について調査を進めてまいりました。

本市では、国の健康づくり運動、健康日本21の取組を法的に位置づけた健康増進法に基づき、本市の健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点を置いた富良野市健康増進計画を平成18年3月に策定し、健康増進政策を推進してきました。

その後、平成25年に、国の健康づくり運動の基本的な方針の見直しを受け、同年に富良野市健康増進計画（第二次）を策定し、平成30年3月には中間評価を行い、進捗状況を確認し、公表しています。

また、平成30年5月には、富良野市国民健康保険第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第三期特定健康診査等実施計画を策定し、計画期間を平成30年度から令和5年度までの6年間としたことを受けて、富良野市健康増進計画（第二次）についても、計画期間の終期を令和5年度までとして整合性を図り、総合的に市民の健康増進に取り組んでいます。

本市における令和元年度の国民健康保険被保険者の特定健診受診率は50.3%となっており、全国の受診率38.0%、北海道の受診率28.9%を大きく上回っています。

また、平成27年の国民健康保険法等の改正により、保険者における医療費適正化を図るため、新たなインセンティブとなる保険者努力支援制度が創設され、平成30年度から本格実施される中、令和3年度の本市の保険者努力支援制度の実績順位は全国58位、道内20位となっており、担当課の努力が実績につながっているものと推察されます。

そして、今年度から、保健医療課に健幸都市・健診担当主幹を配置して、市民の健康増進を積極的に推進する体制を整え、令和元年度から実施しているふらの健康マイレージ事業をリニューアルし、ふらの健幸ポイント事業をスタートしたことから、担当課のなお一層の努力に期待するところです。

今後は、課題検証や先進地の事例調査を行いながら、さらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めます。

以上、申し上げます、市民福祉委員会からの中間報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第5号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第6号、公営住宅について。

経済建設委員長小林裕幸君。

○経済建設委員長(小林裕幸君) -登壇-

経済建設委員会より、令和4年第2回定例会において許可を得ました調査第6号、公営住宅について、調査の経過を御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、調査を進めてきました。

公営住宅とは、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定されている住宅をいい、その規定は、「地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。」とされております。

令和4年3月末現在における本市の公営住宅管理戸数は619戸、管理棟数は138棟で、このほか、北海道から指定管理業務を請け負っている道営住宅などを含めて管理しており、現在の入居状況、さらに特定目的住宅や空き住戸の状況、入居応募と抽せん状況、抽せん時の優遇措置、公営住宅使用料、家賃の計算方法、富良野市公営住宅長寿命化計画について説明を受けるとともに、8月に、入居者募集が行われた住宅の内部調査と、全ての公営住宅について外観目視による現地調査を行い、議論を進めてきたところです。

これからの公営住宅の在り方を考える上で、高齢化社会を見据えたバリアフリー化への対応、省エネ対策、入居応募者の世代の偏り、政策空き家の扱いや、既存住宅の建て替えに向けた諸課題、民間借上げをはじめとした多様な住宅供給の方法などについて、委員から多数の意見が上げられており、今後、先進地都市事例調査を行いながら、さらに調査を深めたいことから、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上、申し上げます、経済建設委員会からの報告といたします。

○議長(黒岩岳雄君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、お諮りいたします。

調査第6号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続調査とすることに決しました。

以上で、所管事項に関する委員会報告を終了いたします。

日程第6 富良野市議会議会改革特別委員会報告

○議長(黒岩岳雄君) 日程第6、富良野市議会議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件について、副委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会副委員長石上孝雄君。

○議会改革特別委員会副委員長(石上孝雄君) -登壇-

議会改革特別委員会より、令和4年第3回定例会における最終報告をいたします。

議会改革特別委員会は、令和5年4月に地方統一選挙として富良野市議会議員選挙が予定されていることから、議員定数に関する議論を進めるため、令和3年第2回定例会に設置されました。

本件に関する議論については、令和元年6月に設置された前期の議会改革特別委員会において、経過の確認、議論のポイントの整理を行った上で、削減もしくは現状維持との方向性が出されていたことから、これを前提としてさらに議論を進めてきました。

そして、令和4年第1回定例会において、市民意見として削減の声が多いことに対し、市民意見など行政に声が届かなくなる不安の声も一定数あることを十分考慮する必要があること、また、議会機能を維持しつつ多様性を確保できる数であること、これらを踏まえ、具体的な議員定数については、現在より2名削減し、16名とする結論に達し、令和4年第2回定例会において議員定数を16人にする富良野市議会定数条例の一部改正案を全会一致で可決いたしました。

そして、議員定数の削減に伴い、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の在り方について議論を進めてきました。

常任委員会については、現状の3常任委員会とする案と2常任委員会にする案の二つに絞り、議論を行ったところ、委員数の減少による議論の質の低下、事務調査項目の数が少なくなることによる行政の監視機能の低下といった懸念が出されました。

しかし、本市議会では、提案される議案のほとんどが本会議で質疑や審議が行われる本会議中心主義を取っており、常任委員会については、本会議において許可を得て行われる閉会中の事務調査が中心となっていることから、委員数が現状よりも1名減少するものの、事務調査項目の数を維持し、行政の監視機能を維持することを優先し、現状と同じ3常任委員会体制とする結論に至りま

した。

あわせて、委員数の減少により、議論の質の低下や負担の偏りなどの懸念も払拭できないことから、改選後1年をめどに、常任委員会の体制について検証を行った上で、在り方の再検討を求めることを申し送ることで意見の一致を見ました。

議会運営委員会については、現状の7名を維持した場合、議会運営委員会に出席する正副議長を含めると9名となり、議長を除いた場合も、本会議での議決権を持つ議員が過半数を超えることから、1名削減し、定数を6名とすることで意見の一致を見ました。

特別委員会については、富良野市議会委員会条例第5条第2項において、特別委員会の定数は議会の議決で定めるとあることから、これに則って、設置の都度、委員数を検討することで確認をいたしました。

これまで、議会改革特別委員会において議員定数に関する議論を進めてきましたが、議会改革の取組と併せて、今後も継続して議論を行っていく必要があると考えます。

人口減少社会に入り、議員定数については、人口減少と比例した削減を求める声が多く聞かれますが、一方で、議員定数を満たさない自治体も出てくるなど、議員の成り手不足も懸念される状況にあります。

議会は、議決権、調査権、監査請求権などをもち、市民の代表として重要事項の議決や行政の監視を行わなければならない、議会機能を十分に発揮するには一定の数が必要になります。

しかし、さきに述べたように、人口減少と比例した削減を求められる要因としては、市民と議会の距離感にあることが考えられます。住民自治の根幹である地方議会の人口に比例した単純な定数の削減は、住民福祉の低下につながることも懸念されることから、今後、議員定数について議論を進める際は、人口に比例した削減や類似団体との単純な比較ではなく、本市における地方自治の状況をしっかり見極め、議論を進めていくことが重要であると考えます。

あわせて、住民自治の根幹である市議会に対する市民の理解を深める努力を市議会が積極的に行っていくことで、議員の成り手不足の解消と議会機能の向上につながるものと考えます。

以上、議会改革特別委員会からの最終報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

日程第7 監査委員報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和3年度5月分の1件、令和4年度5月分及び6月分の2件であります。

本報告3件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第8 令和3年度富良野市教育行政評価報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第8、令和3年度富良野市教育行政評価報告を議題といたします。

本報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第9

報告第1号 令和3年度健全化判断比率について

報告第2号 令和3年度資金不足比率について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第9、報告第1号及び報告第2号、以上2件を一括して議題といたします。

本件2件について、順次、説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

おはようございます。

報告第1号、令和3年度健全化判断比率について御報告申し上げます。

令和3年度の富良野市の健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のとおり御報告申し上げます。

報告第2号、令和3年度資金不足比率について御報告申し上げます。

令和3年度の富良野市の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を添付し、別紙のとおり御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件2件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件2件の報告を終わります。

日程第10

報告第3号 株式会社富良野振興公社の経営状況について

報告第4号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について

報告第5号 一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について

報告第6号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第10、報告第3号から報告第6号まで、以上4件を一括して議題といたします。

本件4件について、順次、説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

報告第3号、株式会社富良野振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社富良野振興公社の令和3年度の決算状況及び令和4年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

次に、報告第4号、株式会社ふらの農産公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社ふらの農産公社の令和3年度の決算状況及び令和4年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

次に、報告第5号、一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の経営状況について御報告申し上げます。

一般財団法人富良野市農業担い手育成機構の令和3年度の決算状況及び令和4年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告申し上げます。

次に、報告第6号、株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について御報告申し上げます。

株式会社空知川ゴルフ公社の令和3年度の決算状況及び令和4年度の事業計画につきまして、別冊のとおり御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件4件について御発言ございませんか。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君）

報告第4号のふらの農産公社の経営状況についてお伺いいたします。

まず、非常に、コロナ禍の中、売上げが減って、赤字が1,100万円というふうになっております。その中で、経

営努力、機械の更新、設備の更新などを一時棚上げして経営を乗り切ろうと、あと、商品の開発なども見受けられます。

その中で、まず第1に、売上げが最盛期の5割に半減したのですが、令和3年度から2割増しの回復、最盛期の6割を目標に取り組みれておりますが、この数字の根本はどういうふうに出したのか、お聞きします。

もう一つ、1,100万円の経常赤字なのですが、今回の内容を見ますと、役員手当が上がっております。役員報酬の年額が上がっておりますが、この内容についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時24分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君）

宮田議員の御質問にお答えいたします。

ふらの農産公社のまず一つ目の御質問の最盛期の6割を目標に取組を進めるという点でありますけれども、令和4年度のお話になりますけれども、いま、お客様も少しずつ戻ってきておまして、企業努力もしているわけでありまして、最盛期の6割を目標にやっていたというふうにお聞きをしております。

二つ目の役員報酬が令和2年度と比べると上がっているという理由のところでありまして、これにつきましては、令和2年度、現在の常務の役員報酬が4月、5月となかった、6月の就任でしたので令和2年度の報酬が4月、5月は払われていなかったというところで、令和2年度については少なかったということでありまして、その部分が増えているように見えているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） そのほか御発言ございませんか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君）

報告第3号、富良野振興公社の経営状況についてお伺いいたします。

いただいた資料を読みますと、令和3年度につきましては約1,660万円の当期損失を計上しているところです。令和2年度についても3,885万円の損失計上をしており、また、令和4年度の見込みにつきましても2,910万円の損失見込みを計上しているところでありまして。3期続きま

すと経営状況というのは非常に厳しいという判断をされる中、株主資本も令和4年度の数字を見込みますと4,500万円ほどにまで下がることになってしまいます。こうしたところから、資金繰りも含めて非常に厳しい状況にあるのではないかというふうに思っております。

また一方では、今回、長期借入金につきましても、令和3年度において6,000万円から8,000万円に増やしている状況にあります。固定資産の取得を特に行っている状況ではないというふうに読み取れますので、この2,000万円につきましては運転資金に充てられたのではないかというふうに読み取ることが可能です。

こうしたところからも、キャッシュフロー上からも非常に経営状況というのは難しい状況にあるのではないかというふうに考えますので、市のほうから、経営と財政の見通しについて認識をお伝えいただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君）

渋谷議員の御質問にお答えいたします。

富良野振興公社の経営の関係でありますけれども、令和2年度から、取締役会等を含め、借入金の上限を上げながら借入れをしているという状況になっています。

経過から申しますと、令和2年度については6,000万円の借入れ、そして、令和3年度に追加で2,000万円の融資ということで、いま8,000万円の借入れをしているというところでありまして、この元金の返済につきましては、令和7年8月から始まっていくという状況になっています。

富良野振興公社としても、雇用調整助成金を活用したり、あるいは、様々な補助金等を活用し、努力をしているという状況でありますし、また、令和4年度の事業計画とかにもありますように、収益を上げていく努力もするというようなことも書かれております。

令和4年度の動きを見ますと、いまツアーバスもどんどん増えておりまして、これから回復に向かっていくのではないかという期待をしておりますので、今後の経営については推移を見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件4件の報告を終わります。

ここで、10分間休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第11

報告第7号 専決処分報告について（公園樹木の倒木による損害賠償及び和解について）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第11、報告第7号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） -登壇-

報告第7号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る7月7日付をもって専決処分を行った公園樹木の倒木による損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、令和4年4月27日、すみれ公園内の樹木が強風により折れ、市道春日2丁目1に駐車していた車両のフロントバンパーに接触して損傷させたものでございます。

事故の状況から、富良野市の過失割合を10割、損害賠償額を17万円として、7月7日に示談を交わしております。

今後とも、公園樹木の状態監視を継続するとともに、危険木調査を十分に行い、事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第7号は、地方自治法第180条第2項の規定であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第12

報告第8号 専決処分報告について（市道における物損事故の損害賠償及び和解について）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第12、報告第8号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設水道部長北川善人君。

○建設水道部長（北川善人君） -登壇-

報告第8号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る

7月28日及び8月16日付をもって専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償及び和解につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、令和4年5月9日、市道西布礼別線において、10トンダンプトラックで砂利散布のため荷台を上げて作業中、荷台を上げ過ぎたことにより支線ワイヤーと接触し、電話線及び電柱1本を破損させたものでございます。

事故の状況から、富良野市の過失割合を10割として、支線ワイヤー及び電柱に係る損害賠償額を35万3,387円として7月28日に、電話線に係る損害賠償額を10万1,888円として8月16日にそれぞれ示談を交わしております。

今後とも、作業前における危険予知を強化するとともに、荷台と電線の離隔距離を再確認し、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、報告第8号は、地方自治法第180条第2項の規定であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第13

報告第9号 専決処分報告について（令和4年度富良野市一般会計補正予算（第5号））

○議長（黒岩岳雄君） 日程第13、報告第9号、専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

報告第9号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月23日付で専決処分を行いました令和4年度富良野市一般会計補正予算について、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

本件につきましては、去る8月16日の大雨により被害を受けた道路及び河川等の応急的な措置を行ったものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号、令和4年度富良野市一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ1,125万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億4,172万円とするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

13款災害復旧費は、1項公共土木施設災害復旧費で、道路側溝等を応急措置する災害応急措置委託料及び未舗装道路洗掘に伴う不陸整地や砂利散布に係る燃料及び加熱水費と工事用原材料費、河川の土砂しゅんせつに係る災害応急措置委託料及び護岸等応急措置に係る工事用材料費で、合わせまして1,125万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

12款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税1,125万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第14

認定第1号 令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和3年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和3年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和3年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和3年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第8号 令和3年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第14、認定第1号から認定第8号まで、以上8件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

認定第1号、令和3年度富良野市一般会計歳入歳出決

算、認定第2号、令和3年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、令和3年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、令和3年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号、令和3年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び認定第6号、令和3年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度各会計歳入歳出決算について認定を受けようとするものでございます。

決算及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第7号、令和3年度富良野市水道事業会計決算及び認定第8号、令和3年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和3年度富良野市水道事業会計及び富良野市ワイン事業会計決算について認定を受けようとするものでございます。

決算及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付し、別冊のとおり提出した次第でございます。

内容の説明につきましては省略させていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

本件8件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りしました決算審査特別委員会委員につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、

宮田 均 君
渋谷 正文 君
大西 三奈子 君
松下 寿美枝 君
大栗 民江 君
関野 常勝 君
石上 孝雄 君
小林 裕幸 君
家入 茂 君
本間 敏行 君

佐藤 秀靖 君
今 利一 君
宇治 則幸 君
日里 雅至 君
後藤 英知夫 君

以上、15名の諸君を御指名いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会をこの場において開催いたします。

日程第15

議案第1号から議案第10号（提案説明）

○議長（黒岩岳雄君） 日程第15、議案第1号から議案第10号、以上10件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） ー登壇ー

議案第1号、令和4年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ1億7,690万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億1,862万9,000円にしようとするものと、繰越明許費1件、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

18ページ、19ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、職員用の新型コロナウイルス感染症抗原検査キットを購入する職員管理費の文具・消耗器材及び印刷代、ふるさと納税に係る返礼品等の経費として、ふるさと納税推進事業費の通信運搬費、広報費ほか諸経費、一般寄附金を積み立てる地域振興基金積立金、複合庁舎除雪用の重機を借り上げる機械借上料、窓口手数料システム及び医療給付システムを修正する住民情報システム運営管理事業費の住民情報システム修正委託料、防災放送となるコミュニティFMの電波最適化を図る地域防災事業費の防災放送設備改修工事費、総合窓口業務における人員確保のための一般事務費の会計年度任用職員報酬、各種手当（会計年度任用職員）の追加、事業確定による職員福利厚生会交付金の減額、2項徴税费で、市税における市税過誤納還付金の過誤納還付金、3項戸籍住民登録費で、社会保障・税番号制度カード交付事業費におけるマイナポイント業務増加に伴

う会計年度任用職員報酬の追加、差引きいたしまして1億3,834万3,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、臨時的な措置として実施する住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費の会計年度任用職員給料ほか諸経費、浴槽ろ過装置等の交換に要するデイサービスセンターやまへ運営管理事業費の施設修繕料、過年度精算返還金として介護サービス提供基盤等整備事業費交付金の介護サービス提供基盤等整備事業費国庫交付金精算返還金、医療費無償化拡大による子ども医療給付事業費の子ども医療費（市単独分）、トイレ修繕に要する山部いきいきセンター運営管理費の施設修繕料の追加、前年度繰出金の精算等による介護保険特別会計繰出金の減額、2項児童福祉費で、新庁舎移転に伴う保健センター2階の活用として、こども家庭センター整備事業費のこども家庭センター整備工事設計委託料の追加、3項生活保護費で、過年度精算による一般事務費の生活保護費道費負担金精算返還金の追加、差引きいたしまして1,438万1,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、ボイラー制御装置の交換に要する保健センター管理経費の施設修繕料、照明器具の修繕及び不要な診療台撤去に要する山部歯科診療所管理経費の施設修繕料、廃棄物処理委託料、山部診療所運営事業費の手数料、産後ケア事業実施に係る母子保健事業費の文具・消耗器材及び印刷代、産後ケア事業委託料、器具購入費、看護専門学校ボイラーの給湯ポンプ修繕、教職員住宅のボイラー修繕に要する学校管理経費の施設修繕料、450万1,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業委員会活動促進補助事業を活用して農業委員へのタブレット貸与を行う通信運搬費、器具購入費、農業担い手育成センター宿泊棟におけるトイレ、床、ストーブ等の整備に要する施設修繕料、床清掃委託料、器具購入費、過年度精算による多面的機能支払事業費の多面的機能支払補助金精算返還金、東郷ダム管理所管理に要する水利施設等保全高度化事業費の器具購入費、整備事業費増による道営農業生産基盤整備事業費の老節布地区農地整備事業負担金、東山地区農地整備事業負担金、扇山南地区経営体育成基盤整備事業負担金の追加、事業費確定による水利施設等保全高度化事業費の水利施設整備工事費の減額、2項林業費で、受給対象者の増による森林作業員就業条件整備事業費の森林作業員就業条件整備事業負担金の追加、差引きいたしまして473万7,000円の追加でございます。

7款商工費（16ページで訂正）は、1項商工費で、商店街における街路灯の再編に要する商店街街路灯管理事業費の商店街街路灯設置費補助金、開設60周年を迎える富良野スキー場開設60周年記念事業実行委員会補助金、キャンプ場炊事場修繕に要する山部自然公園太陽の里運

営管理費の施設修繕料667万円の追加でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、除排雪体制に備える除雪対策事業費の会計年度任用職員報酬154万6,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、教育寄附金を積み立てる基金積立金の教育基金積立金の追加、4項社会教育費で、新庁舎移転に伴い、図書館内の標示板変更や管理体制整備に要する施設修繕料、床清掃委託料、廃棄物処理委託料、標示板改修委託料の追加、合わせまして673万1,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、12ページ、13ページでございます。

11款地方特例交付金は、1項地方特例交付金で、地方特例交付金329万2,000円の減額でございます。

12款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税4,405万8,000円の追加でございます。

14款分担金及び負担金は、1項負担金で、道営農業生産基盤整備事業負担金145万3,000円の追加でございます。

16款国庫支出金は、1項国庫負担金（16ページで訂正）で、低所得者保険料軽減負担金の追加、2項国庫補助金で、社会保障・税番号制度カード交付事業費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、母子保健衛生費補助金の追加、合わせまして271万7,000円の追加でございます。

17款道支出金は、2項道補助金で、農業委員会活動促進事業補助金96万1,000円の追加でございます。

19款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金、教育総務費寄附金1億3,735万4,000円の追加でございます。

21款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金1,631万9,000円の追加でございます。

22款諸収入は、5項雑入で、社会及び労働保険料、多面的機能支払補助金精算返還金、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金精算返還金17万2,000円の追加でございます。

23款市債（16ページで訂正）は、1項市債で、臨時財政対策債2,283万3,000円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費に記載のとおり、地域振興消費拡大推進事業で、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が令和5年度に及ぶため、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、臨時財政対策費は、発行限度額の確定に伴う変更1件で、記載のとおり限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和4年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ8,199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,149万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費で、財源振替でございます。

3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費で財源振替、2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費で、地域介護予防活動支援事業交付金117万1,000円の追加、3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費で財源振替でございます。

4款基金積立金は、1項基金積立金1目介護保険給付費準備基金積立金で、4,156万1,000円の追加でございます。

6款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金1目償還金及び還付加算金で、前年度の介護給付費国庫負担金等精算償還金3,926万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金5目低所得者保険料軽減繰入金の追加、1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金（総合事業）、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）の減額、差引きいたしました330万3,000円の減額でございます。

8款繰越金は、1項繰越金1目繰越金で、前年度繰越金8,529万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、令和4年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第1号は、収益的収入に324万円を追加（16ページで訂正）し、収入予定額を3億9,544万円、収益的支出に315万円を追加し、支出予定額を3億9,505万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款ワイン事業費用は、1項管理費用1目製造場管理費用で、ホームページ制作業務委託料の追加、2項営業費用1目営業費で、商品購入費の追加、合わせまして315万円の追加でございます。

次に、収益的収入について御説明申し上げます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

1款ワイン事業収益は、1項営業収益2目その他販売収益で、食品販売収益の追加、324万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、富良野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日に施行されることから、条例に規定することが必要となる条項を追加するため、富良野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第2条から第2条の4までは、育児休業の対象となる職員の範囲を整備するもので、育児休業の承認に関し、職員や特別の事情等、条例で定めることとされる項目について定めようとするものでございます。

第3条から第3条の2まで（16ページで訂正）は、法律の改正により、育児休業を2回まで取得が可能とした上で、さらに再度の休業を可能とする特別な事情及び期間を定めようとするものでございます。

第10条は、部分休業をすることができない職員の条件を定めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和4年10月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、富良野市公民館設置条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市複合庁舎への行政機能の移転に伴い、関連する事業所等の住所変更が生じることから、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条、富良野市公民館設置条例の一部改正は、富良野文化会館の富良野市複合庁舎移転に伴い、富良野文化会館に併設している富良野市中央公民館の機能を市立富良野図書館へ移行するため、その位置を改正しようとするものでございます。

第2条、富良野市福祉事務所設置条例の一部改正は、同条例第1条第2項に規定する保健福祉部が富良野市複合庁舎に移転するため、その位置を改正しようとするものでございます。

第3条、富良野市相談支援センター設置条例の一部改正は、同条例第1条に規定する目的及び設置について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正により引用条項を整理する

ものと、第2条に規定する事業所が富良野市複合庁舎へ移転するため、その位置を改正しようとするものでございます。

第4条、富良野市地域包括支援センター設置条例の一部改正は、同条例第2条に規定する富良野市地域包括支援センターが富良野市複合庁舎に移転するため、その位置を改正しようとするものでございます。

条例の施行日は令和4年9月26日からとし、第1条については令和4年10月1日を施行日としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、市立富良野図書館設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、市立富良野図書館を社会教育施設として、より広く市民が活用できるようにするため、市立富良野図書館設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第7条は、使用できる部屋の増加に伴い、個別室名の規定を2階及び3階の施設に改正するものと、誰もが使用できるよう使用者の定義を削除しようとするものでございます。

第8条の2から第8条の4は、使用料等について、納入の方法、減免、不還付の条文を追加しようとするものでございます。

また、別表を追加し、各室の1時間当たりの使用料及び冬期間の暖房料、入場料等を徴収する場合、あるいは、営利行為で使用する場合の加算率を設定しようとするものでございます。

条例の施行日は令和5年1月1日からとし、この条例の施行の際、改正前の条例により使用許可を受けている者は、改正後の条例による使用許可を受けたものとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、富良野市へき地保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育、保育の充実を目的に、昨年度から東山保育所及びあおぞら保育所において延長保育の通年化を実施してまいりましたが、山部保育所においても本年11月1日から通年化を開始することから、富良野市へき地保育所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

別表の改正は、延長利用者負担額の区分を保育所ごとから延長保育の時間によるものに改めようとするものでございます。

条例の施行日は、令和4年11月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、所得制限を設けずに中学生まで入院医療費を無償化していた医療助成費について、所得制限を設けずに、通院・入院医療費ともに高校生まで医療費を助成し、無償化しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、子供に対して一部を助成していた医療費を全般に拡大することから、文言を整理するものでございます。

第2条は、対象者を中学生から高校生まで拡大しようとするものでございます。

第3条は、受給資格除外者についての規定を追加するものでございます。

第4条は、中学生までの入院医療費としていた助成の範囲を、通院・入院医療費ともに高校生までとするものでございます。

条例の施行日は、令和4年12月1日からとしようとするものでございます。

なお、この条例による改正後の富良野市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、富良野市子ども医療費の助成に関する条例の改正に伴い、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成についても、通院・入院医療費ともに高校生まで無償化するものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第4条第3項は、高校生まで医療費を無償化するため、受給者が負担すべき額のうち、一部負担金及び基本利用料の規定を満18歳まで削除するとともに、助成の対象者を明確化しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和4年12月1日からとしようとするものでございます。

なお、この条例による改正後の富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野地区介護認定審査会規約の変更について御説明申し上げます。

本件は、富良野地区介護認定審査会規約第3条に規定する審査会の執務場所が富良野市複合庁舎へ移転するため、規約を改めようとするもので、同審査会規約の変更には、地方自治法第252条の7第2項に規定する関係市町村の協議が必要となることから、同法252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

規約の施行日は、令和4年9月26日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

説明についての訂正をお願いいたします。

議案第1号、一般会計の補正予算でございますが、第7款商工費と読むところを第7項商工費と説明いたしました。正しくは、第7款商工費でございます。御訂正をお願いいたします。

続いて、歳入でございますが、16款国庫支出金におきまして、1項国庫負担金と読み上げるところを1項国庫支出金と読み上げました。正しくは、1項国庫負担金でございます。御訂正をお願いいたします。

同じく歳入でございます。

23款市債と読み上げるところを、22款市債と読み上げました。正しくは、23款市債でございますので、御訂正をお願いいたします。

続きまして、議案第3号、ワイン事業会計の補正予算でございますが、収益的収入に324万円を追加と読み上げるところを収益的収支と申し上げました。正しくは、収益的収入でございますので、御訂正をお願いいたします。

続きまして、議案第4号の富良野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、逐条で御説明申し上げましたが、第3条から第3条の2までと申し上げるところを第3条から第2条の2までと申し上げました。正しくは、第3条から第3条の2まででございます。御訂正をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件10件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

2日及び5日から7日までは議案調査のため、3日及び4日は休日のため、それぞれ休会であります。

8日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 9 月 1 日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 渋谷 正文

署名議員 日 里 雅 至